

松阪市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成 27 年 4 月 1 日
松阪市規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告書の提出部数)

第 2 条 省令第 5 条第 3 項（省令附則第 3 条において準用する場合を含む。）に規定する報告書の提出部数は、正本 1 通及び副本 1 通とする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告書に添付する書類)

第 3 条 省令第 5 条第 4 項（省令附則第 3 条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断（法第 2 条第 1 項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）に係る建築物の付近見取図、配置図、各階平面図、断面図及び求積図
- (2) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会（次条第 1 号において「耐震判定委員会」という。）が建築物の耐震診断について、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）別添第 1 第 1 号又は第 2 号に規定する建築物の耐震診断の指針（次条第 1 号において「技術指針事項の一部」という。）に基づき判定した書類（以下この号において「耐震診断の判定書」という。）の写し。ただし、この規則の施行の日前に行った耐震診断において、耐震診断の判定書の交付を受けなかった場合は、耐震診断の判定書と同等の効力を有すると市長が認めるもの
- (3) 省令の施行の日以後に建築物の所有者が耐震診断を行わせた場合にあつては、建築物の耐震診断を行った者が省令第 5 条第 1 項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(耐震改修の計画の認定の申請書に添付する書類)

第 4 条 省令第 28 条第 2 項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震判定委員会が建築物の耐震改修（法第 2 条第 2 項に規定する耐震改修をいう。第 6 条において同じ。）の事業の内容について、技術指針事項の一部に基づき適切であると判定した書類の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付する書類)

第 5 条 省令第 33 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める書類は、第 3 条第 2 号から第 4 号までに掲げるものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類)

第 6 条 省令第 37 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める書類は、第 3 条第 2 号から第 4 号までに掲げるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。